

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

入社式・入学式
人生の始まり

(1) 4月になりますと、新しい学卒等の新入社員が職場に入社して、入社式が行われます。当事務所も、新入社員1名が入社予定となっていますので宜しくお願い申し上げます。

桜の花が咲く頃に人生の出会い、別れが始まります。卒業して社会に出る人、これから学ぶ人、桜の花の見方で、祝福してくれている人、また来年に合格するように勇気づけ励ましている人、人それぞれの見方があるでしょうが、桜の木は何も言いません。すべての人々に平等に満開を楽しませています。天気の良い日には運動公園へ弁当持参でご家族、子供や孫たちと一緒に1日を楽しまれたらいかがでしょうか。

(2) 4月は、①相続税の負担を軽減しようとして、あの手この手でやった方法が「ダメ」ということでしぼりがかかりました。②一方で、会社の廃業等を防止するために同族会社の株式の評価が一定の適正な手続等を取れば課税が「免除」されます。5年以内に届出等しておくことが必要です。③また、軽減税率8%が導入されますと、農林水産業者の税負担は増加しますので、その対策が必要です。そこで、4月10日に「平成30年度税制改革セミナー」を実施します。是非お越し下さい。税法は、知っている人、学んだ人を守ります。あなたの節税をお手伝いしますので、”聞かなきゃ損”です。お待ち申し上げます。また、今年は経営セミナーも開催致します。ご関心のある方は、お問い合わせ下さい。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

前号でご案内した「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業」の公募が開始となりました。公募期間は平成30年2月28日(水)～4月27日(金)です。詳細は下記をご参照ください
(http://www.chuokai.or.jp/hotinfo/29mh_koubo_201802.html)

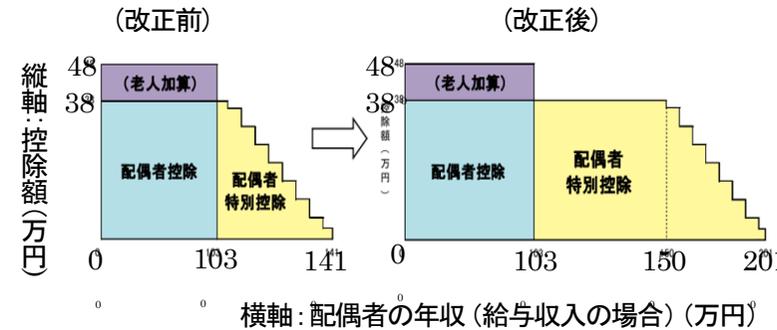
未来を語り 未来を創り 未来に残す。

「103万円の壁」から「150万円の壁」へ

平成30年1月に配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が改正されました。この改正により、平成30年からは所謂「103万円の壁」が変更となっています。

●改正のポイント

1. 所得控除38万円の対象となる配偶者の年収上限を103万円から150万円に引き上げ



(出所) 国税庁「源泉所得税の改正のあらまし」
⇒夫が年収1,120万円以下の場合、妻の年収が103万円超150万円以下であれば、夫は配偶者特別控除として38万円の所得控除が受けられるようになります。

2. 控除額は納税者本人の所得に応じて逡減・消失
⇒納税者本人(夫)の所得が900万円、950万円を超えた場合、段階的に配偶者控除・配偶者特別控除の控除額は小さくなり、1,000万円(=年収1,220万円)を超えた場合には、配偶者控除・配偶者特別控除のいずれも受けられなくなります。

なお、妻の年収が150万円を超えた場合であっても年収201万円までは段階的な配偶者特別控除を適用できますので、手取りが一気に減少することはありません。

このように、「所得税」においては、働く主婦にとっての「壁」は年収103万円から150万円へと緩和されました。ただし、住民税及び社会保険に関する「壁」は変更されていません。

●住民税の壁

「100万円の壁」：年収が100万円を超えると住民税が発生
※98万円が壁となる自治体もあります。

●社会保険の壁

「106万円の壁」：配偶者が自分の勤め先で健康保険・厚生年金保険の被保険者として加入する義務が発生
「130万円の壁」：世帯主の社会保険における被扶養者から外れるため、配偶者が自分の勤め先で社会保険に加入する義務が発生

新年度を迎え、新たにお勤めに出られる方や働き方を変えざる方もいらっしゃるかと思います。これらの制度を予めご確認し、働き方の計画をお立てください。

平成30年税制改正大綱

平成29年12月に与党税制改正大綱が決定・発表されました。その内、中小企業や個人に対して影響を与えるものを掲載します。3月には税制改正法案が成立、公布され、4月1日より施行される予定です。詳細が決定次第、随時改めてニュースにてお知らせします。

1. 所得税 ※全て平成32年からの適用

①給与所得控除の改正

一律10万円引き下げ
かつ上限の見直し 65万円→55万円へ

②公的年金控除の改正

一律10万円引き下げ
かつ上限の見直し 70万円→60万円へ
120万円→110万円へ

③基礎控除の改正

10万円引き上げ
但し高所得者については逡減。 38万円→48万円へ

④青色申告特別控除の改正

10万円引き下げ 65万円→55万円へ

2. 法人税

①所得拡大促進税制の改組

②情報連携投資等の促進に係る税制の創設

③先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設

④従来の制度の延長や廃止について

- ・少額減価償却資産特例の延長…適用期限の2年延長
- ・交際費等の損金算入制度の延長…適用期限の2年延長
※中小法人に係る特例の適用期限も2年延長
- ・欠損金繰戻還付の不適用措置…適用期限の2年延長

3. 資産課税

①事業承継税制の特例制度の創設

②小規模宅地等の特例の見直し

4. その他

①国際観光旅客税(仮称)の創設

②森林環境税の創設



平成30年度雇用保険料率・労災保険料率

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの雇用保険料率は平成29年度の据え置きとなりました。一般の事業で9/1,000、農林水産・清酒製造の事業で11/1,000、建設の事業で12/1,000で、平成30年4月1日から適用となります。

平成30年4月1日から労災保険料率は変更となります。労災保険料は3年に1度見直しを行っており、引上げ3業種、据え置き31業種、引下げ20業種となり、全業種平均4.5/1,000(平均で0.2/1,000引き下げ)となっています。業種ごとの詳しい料率は、厚生労働省のHPでご参照ください。[\(http://www.mhlw.go.jp/\)](http://www.mhlw.go.jp/)

健康保険料率の引き下げのお知らせ

平成30年度、4月納付分から、健康保険料率・介護保険料率が引下げられます。詳細HP <https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

○健康保険料率(熊本県)

給与・賞与の 10.14% H30.2(3月納付分迄)	→	給与・賞与の 10.13% H30.3(4月納付分から)
-----------------------------------	---	------------------------------------

健康保険料率(鹿児島県)

給与・賞与の 10.13% H30.2(3月納付分迄)	→	給与・賞与の 10.11% H30.3(4月納付分から)
-----------------------------------	---	------------------------------------

○介護保険料率(熊本県・鹿児島県)

給与・賞与の 1.65% H30.2(3月納付分迄)	→	給与・賞与の 1.57% H30.3(4月納付分から)
----------------------------------	---	-----------------------------------

平成30年度税制改正セミナーを開催します!

日時:平成30年4月10日(火)
時間:13:30~17:00(受付開始13:00より)
内容:第1部 税制改正のポイント・解説
第2部 消費税を損しないための軽減税率対策
場所:未来税務会計事務所3階会議室
(熊本市東区小峯1丁目1番106号)
備考:参加費1,000円 ※詳しくは別紙にて



未来会会員募集

未来会は、産業人が自己の経営に活かすために政治経済等を共に学び、共に共存し、発展することで社会に奉仕することを目的として活動しています。定期的に、例会の実施、各種講演会、セミナー等を催しており、また、異業種の交流を深めるためゴルフコンペや懇親会も行っております。

会費は、事務連絡費として年間12,000円で、随時会員募集しています。

※入会希望者は未来会担当まで(TEL:096-368-2030)



無料個別相談会を開催します!

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催します。

日時:平成30年4月18日(水)

- ①11:00~12:00 ②13:00~14:00
- ③14:00~15:00 ④15:00~16:00



※上記の時間帯は先着順での受付となるためご希望の時間帯に沿えない場合がございます。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加くださいませ。※詳しくは別紙にて

相続セミナーを開催します!

終活や相続について様々な疑問にお答えします。

日時:平成30年6月14日(木)
時間:10:00~11:00(受付開始9:45より)
場所:男女共同参画センターはあもにい研修室B
(熊本市中央区黒髪3丁目3番10号)
定員:先着20名様 ※要予約
備考:参加費1,000円 ※詳しくは別紙にて



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

<企業シリーズ253>

HAIR&MAKE AVANCE



お客様にキレイになって頂く事、
そして何より満足して頂く事!

陽の光が暖かく差し込む優しい空間。お客様とイメージを共有し実現する為に、カウンセリングを重視し確かな技術力に反映させています。髪はもちろん頭皮、お肌に対する豊富な知識を習得したスタッフが、自然にこだわった物を選び、お手入れ方法の提案もしてくれます。

最新ホットメニュー“水素ヘアパック”

髪のしわとりはじめませんか!? お客様にカラーやパーマを安心して長く利用して頂けるようなメニューを提案しています!

お客様に喜んで頂く為に『前進する』...それがアヴァンセの基本姿勢です。

成人式・七五三・入学式・卒業式のセット.着付.メイク予約承ります。(貸衣装・写真撮影のご相談承ります)

提携先

貸衣装 マイ子様 写真館 小手川写真館様

ジェルネイル はじめました!

要予約です。

お店の定休日のご案内

毎週月曜日・第1日曜日・第3火曜日

営業時間 AM9:00~PM7:00 (予約優先)

熊本市東区月出2丁目6-37

☎0120-827-146 ・ 096-382-7146



製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639
<http://miraizeimu.com/>